

桂川・支川対策特別委員会

日 時 令和4年12月14日（水）午後2時30分～
場 所 全員協議会室

1 開 議

2 案 件

・委員長報告の確認

3 その他

桂川・支川対策特別委員会委員長報告

(令和4年12月19日)

桂川・支川対策特別委員会が、今期4年間にわたり取り組んでまいりました調査経過を報告します。

本委員会は、前期の桂川・支川対策特別委員会の取組を引き継ぎ、平成31年3月議会において、「日吉ダムの運用並びに桂川本川及び支川の総合的な治水・利水対策の推進を図る」ことを目的として設置されました。

桂川本川及び各支川流域における本市の治水対策は、これまで幾多の洪水被害に見舞われてきた地域住民にとって切実な問題であり、水害から市民の生命と財産を守り、将来にわたって安全で安心して暮らせる市民生活を確保していくことは、喫緊の課題であります。

そのような中、本委員会では、河川改修状況の現地調査を実施し、また、京都府との意見交換も行う中で、国や京都府等に対して、要望書の提出を行うなどの積極的な取組を進めてまいりました。令和2年7月の緊急要望においては、「1 嵐山の左岸可動式止水壁の本年度確実な治水効果のある整備を促進すること。」「2 事業計画である亀岡地域の保津橋下流4か所の霞堤を2年間で1メートル嵩上げするために、予算付けをし、今

年度、確実に整備に着手すること。」「3 引き続き、上流4か所の嵩上げを推進すること。」を要望し、嵐山上流左岸の可動式止水壁の完成で、上流域の安全度が確認されれば、保津橋下流の霞提4か所の1メートル嵩上げを同時完成させることを求めました。これらの本委員会の積極的な取組が実を結び、国や京都府のさらなる施策に結びついたものであります。

この4年間の桂川改修事業としては、京都府において、令和元年度には、淀川水系桂川上流圏域河川整備計画に基づき「鵜の川・西川・本川左岸1・雑水川」の4か所において、霞提1メートルの嵩上げについて詳細設計を実施し、令和3年9月までに、関連する全ての工事を完成されました。さらに、令和4年度には、南丹市域を含む残り6か所の霞提の嵩上げを検討するとともに、桂川支川である雑水川や千々川、七谷川等においても河川改修事業を進められています。また、全国各地で河川の氾濫等による大規模な浸水被害等が発生したことから、国においては、緊急浚渫推進事業を創設され、維持管理上、重要な箇所等の浚渫を推進することとされました。亀岡市内においても、京都府により、令和2年度から5カ年計画を立て積極的に実施されており、令和4年度も引き続き、優先箇所を選定し、浚渫を実施されております。これらの河川改修事業により、本市における浸水被害が大きく軽減されたものと考えております。

近年、地球温暖化の影響もあり、ゲリラ豪雨等の災害が頻発し、水害への不安が払拭できない状況の中、桂川本川・支川の改修・整備は待ったなしの状況です。また、桂川本川・支川の改修・整備はもちろんでありますが、雨水貯留・排水整備を含めた総合的な治水対策について、庁内の関係各課が連携し、強力で推進していく必要があります。そのためにも京都府におかれては、淀川水系桂川上流圏域河川整備計画の着実な推進を望むものであります。そして、市におかれては、引き続き国・府と連携を図りつつ、地元や桂川改修促進期成同盟等の声を十分に聞いた上で、事業促進に努められるよう望むものであります。

今後とも、議会として調査機能を高め、環境保全を図るとともに、市民の生命と財産を守る安全・安心なまちづくりのため、継続的に治水・利水対策の推進に取り組んでいくべきことを最後に申し上げ、本委員会の4年間の報告とします。